

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 時津町防災会議

町長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき組織するものであり、その所掌事務としては、防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関との連絡調整を図ることを任務とする。

(2) 時津町災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、副町長を本部長とし、「災害対策本部」設置前の段階として設置する。

(3) 時津町災害対策本部

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に町長を本部長として、町職員および町消防団員で構成し、災害予防および災害応急対策活動を実施する。

2. 時津町災害警戒本部

(1) 設置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表等により各種の災害が予測され、災害警戒を必要とするとき。

(2) 解散

気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部への切替

災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、または、発生が予想され、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると本部長が認めたときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。

3. 時津町災害対策本部

(1) 設置

災害警戒本部からの切替えのほか、町長が必要と認めたとき。

(2) 組織および分掌事務

組織および分掌事務は次のとおりである。

表ー1 時津町災害対策本部組織図

表ー2 災害対策本部組織および事務分掌

(3) 解散

災害の危険が解消し、その災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

(4) 災害対策本部の初動機能強化

大規模災害発生時および特別警報発表時には、町災害対策本部の初動機能を強化するため、「総務部」「災害復旧部」「被災者支援部」を設置し、本部長の指示に基づき、迅速な応急対応行動を実施するものとする。災害対策本部は、特に災害発生時から3日程度までの期間については、防災対応力の集中投入を行う。

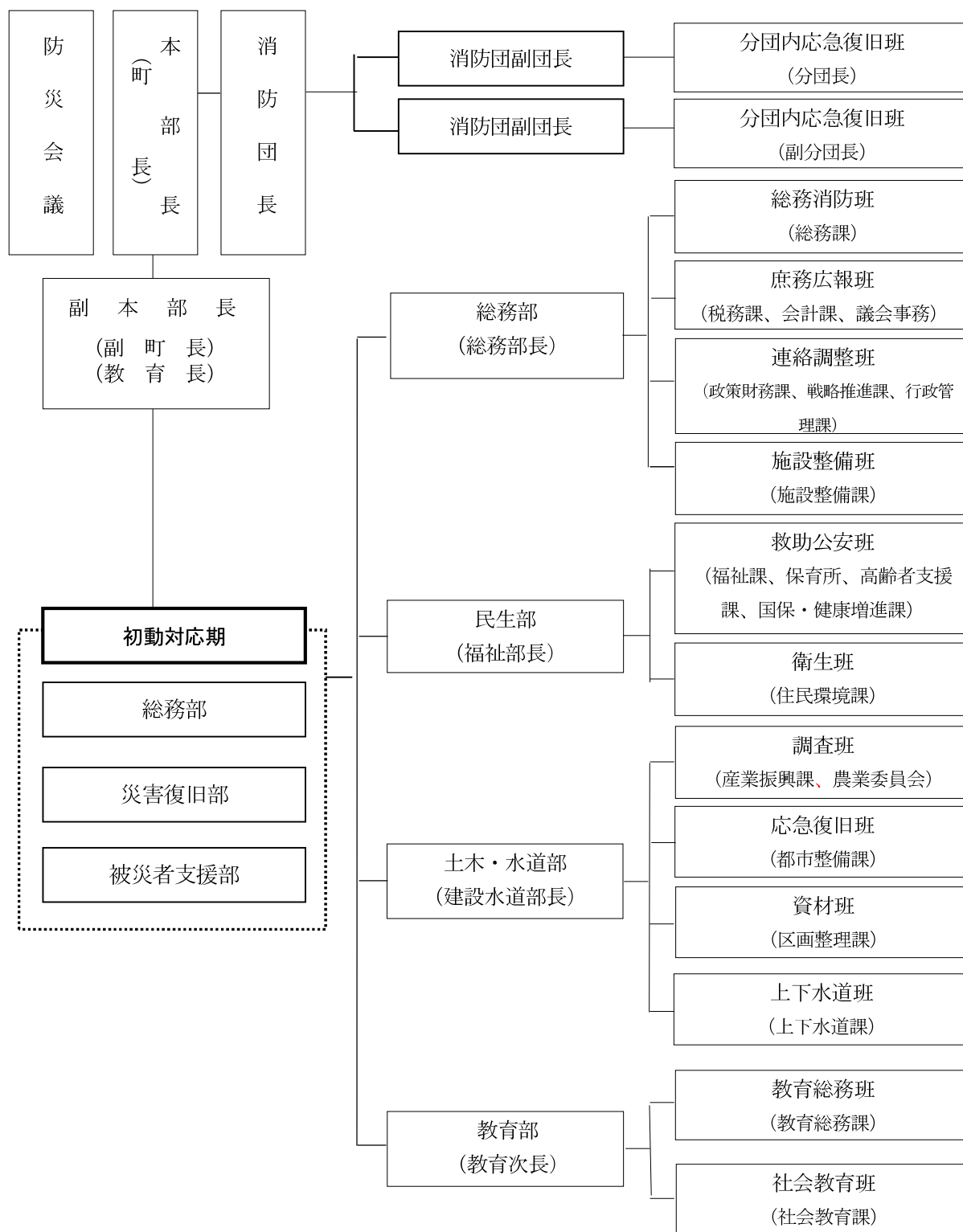
また、初動対応が一定の機能を果たせたと本部長が判断した場合は、町災害対策本部各部の事務分掌（表ー2 災害対策本部組織および事務分掌表、配備動員を参照）による対応に移行するも

のとする。

組織		主な事務・役割
本部 (本部長：町長) (副本部長：副町長、教育長)		大規模災害発生時に、防災対応力の集中投入を図る。 (おおむね3日程度を目安として機能させる。その後の状況を踏まえ、本部長の指示により町災害対策本部各部の体制へ移行する。)
総務部 (部長：総務部長) (副本部長：議会事務局長)	総務課、政策財務課、戦略推進課、施設整備課、行政管理課、税務課、会計課、議会事務局	- 町災害対策本部の設置・運営 - 危機対応方針決定の補佐 - 避難情報の発令 - 災害復旧部、被災者支援部および各部・課等への具体的対応の指示および総合調整 - 職員家族の情報収集 - 消防団と連携した災害対応 国、県等との連絡調整 - 町有財産の被害状況調査 - 議会对応 - 災害情報の収集、整理 - 関連施設の被害状況調査 - 活動状況の記録(時系列情報、写真)、各部の進行管理 - 伝送映像の収集、配信 - 通信機器や通信回線の確保 - 広報活動、マスコミ対応 - その他本部長の指示対応
災害復旧部 (部長：建設水道部長) (副本部長：都市整備課長)	都市整備課、区画整理課、産業振興課、上下水道課、農業委員会	- 関係機関との連携・連絡調整 - 関連施設の被害状況調査 - ライフライン被害状況の調査 - 飲料水、食料、緊急物資の確保 - その他本部長の指示対応 - 必要に応じ、対策チームを編成(例：被害状況調査チーム、給水対応チーム、食料・物資対応チーム等)
被災者支援部 (部長：福祉部長) (副本部長：教育次長)	住民環境課、福祉課、高齢者支援課、国保・健康増進課、保育所、社会教育課、教育総務課	- 関係機関との連携・連絡調整 - 関連施設の被害状況調査 - 避難所の開設・運営 - 福祉避難所の開設・運営 - 救護所の開設

組織		主な事務・役割
		・ 医療品等の調達 ・ ボランティアの受入対応およびボランティアセンターとの連絡調整 ・ その他本部長の指示対応 ・ 必要に応じ、対策チームを編成（例：被害状況調査チーム、避難所開設・運営チーム、ボランティア対応チーム等）

表－1 時津町災害対策本部組織図



表－2 災害対策本部組織および事務分掌表、配備動員

部	班（課）	所掌事務
各部・班共通事項		・ 所管する施設および分野の災害対策、応急対策に関すること。 ・ 所管する施設および分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 ・ 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 ・ 本部長の指示による事務および他班の応援に関すること。
総務部	総務消防班 （総務課）	・ 本部会議に関すること。 ・ 職員の動員および配備に関すること。 ・ 災害気象情報、地震・津波情報等の収集および広報に関すること。 ・ 災害救助法の適用に関すること。 ・ 被害報告に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・ 他の公共団体への応援要請に関すること。 ・ 災害に対する警戒および防御に関すること。 ・ 消防団員の動員、配備に関すること。 ・ 避難情報の発令および避難誘導に関すること。 ・ 指定避難所および指定緊急避難場所の決定に関すること。 ・ 人命救助に関すること。 ・ 行方不明者の捜索に関すること。 ・ 災害時における交通安全対策に関すること。
	庶務広報班 （税務課、会計課、 議会事務局）	・ 緊急物品の購入に関すること。 ・ 奉仕車両の受付および配車計画に関すること。 ・ 車両等の借り上げに関すること。 ・ 義援金品等の受け入れおよび保管に関すること。 ・ 一般住宅等の被害調査に関すること。 ・ 被災者台帳の作成および罹災届出証明の発行に関すること。 ・ 雇入れ労務者の確保および配備に関すること。 ・ 災害状況、応急対策状況の広報に関すること。 ・ 災害現場の写真、記録に関すること。 ・ その他災害対策本部の庶務に関すること。
	連絡調整班 （政策財務課、戦略推進課、行政管 理課）	・ 本部長の命令伝達に関すること。 ・ 町災害対策本部、町防災会議、県およびその他関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 自治会等との連絡調整に関すること。 ・ ボランティアの受入配備およびボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 ・ 各部所管の被害状況、応急対策の実施状況等災害情報の収集に関すること。
	施設整備班 （施設整備課）	・ 学校教育施設及び社会教育施設の応急対策に関すること。

部	班（課）	所掌事務
民生部	救助公安班 （福祉課、保育所、高齢者支援課、 国保・健康増進課）	- 避難所の開設および管理運営に関すること。 - 住民の避難に関すること。 - 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 - 被災者の生活相談および援護に関すること。 - 義援金品等の配分に関すること。 - 世帯構成、その他災害住宅等の資金の貸付に関すること。 - 死傷者および行方不明者等の調査に関すること。 - 災害弔慰金等の支給および災害援護資金に関すること。 - 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 - 被害地における住民の公安に関すること。 - 福祉避難所に関すること。 - 保育園児の避難に関すること。 - 保育所の被害調査および応急対策に関すること。 - 在宅の避難行動要支援者対策に関すること。 - 避難行動要支援者名簿の作成・運用に関すること。 - 炊き出しその他による食品の給付に関すること。 - 被服、寝具その他生活必需品の給付に関すること。 - 救護所の設置および運営に関すること。 - 保健所・医療機関との連絡調整に関すること。 - 避難者の健康管理に関すること。 - 応急医療および助産に関すること。
	衛生班 （住民環境課）	- 災害地の衛生状態の調査に関すること。 - 災害時の防疫およびごみ等の緊急処理に関すること。 - し尿の緊急処理および仮設トイレの確保・設置に関すること。 - 迷いペットの対応およびペットの処理に関すること。
土木・水道部	調査班 （産業振興課、農業委員会）	- 被災状況の調査、記録および報告に関すること。 - 河川、都市下水路等の水位の通報、監視、警戒に関すること。 - 応急措置費の算定に関すること。 - 農林漁業者等への応急融資に関すること。 - 土石流対策に関すること。 - 巡視箇所の巡視に関すること。 - 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
	応急復旧班 （都市整備課）	- 災害箇所の応急復旧工事に関すること。 - 災害発生が予想される箇所の補強工事に関すること。 - 被災建物および被災宅地の応急危険度判定に関すること。 - 応急仮設住宅の建設に関すること。 - 災害復興住宅に関すること。
	資材班 （区画整理課）	- 応急復旧等に要する資機材の調達確保に関すること。 - 資材等の輸送に関すること。
	水道班・下水道班 （上下水道課）	- 被害状況の収集および応急対策に関すること。 - 非常用飲料水の給水に関すること。 上、下水道施設の応急対策に関すること。

部	班（課）	所掌事務
教育部	教育総務班 （教育総務課）	・ 学校教育施設の被害調査に関すること。 ・ 児童・生徒の避難に関すること。 ・ 被災児童・生徒に対する教科書および学用品の支給に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 児童・生徒の保健および学校給食に関すること。 ・ 学校の避難所開設の協力に関すること。
	社会教育班 （社会教育課）	・ 社会教育施設の被害調査に関すること。 ・ 文化財の被害調査に関すること。 ・ 町立公民館等の避難所開設の協力に関すること。

第2節 動員計画

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、関係機関との連携および災害対策要員の動員を円滑に行うことを目的とする。

1. 災害対策本部の設置および解散

総務課長は、気象情報等によって災害が発生し、または発生する恐れがあると判断した場合は町長に報告し、その指示を受けるとともに、副町長と協議して、設置区分を決定し対策本部の各部長に通報する。

(1) 設置区分

区分	配 備 時 期	配 備 内 容
第1配備	- 大雨、暴風雨その他の警報が発表され、災害の発生が予想される場合、または軽微な災害が発生した場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	災害に対する警戒体制をとるとともに小災害の発生に対処し得る人員を配備する。 第2配備に移行し得る体制とする。
第2配備	- 局地的な災害が発生し、または発生する恐れがある場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。 第3配備に移行し得る体制とする。
第3配備	- 特別警報（大雨、土砂災害、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき - 全町域にわたる災害が発生し、または発生する恐れがある場合ならびに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合 - その他特に町長が必要と認めたとき。	動員可能な全職員をもって当たるもので完全な非常体制とする。

(2) 消防団員出動は「消防計画」の配備基準による。

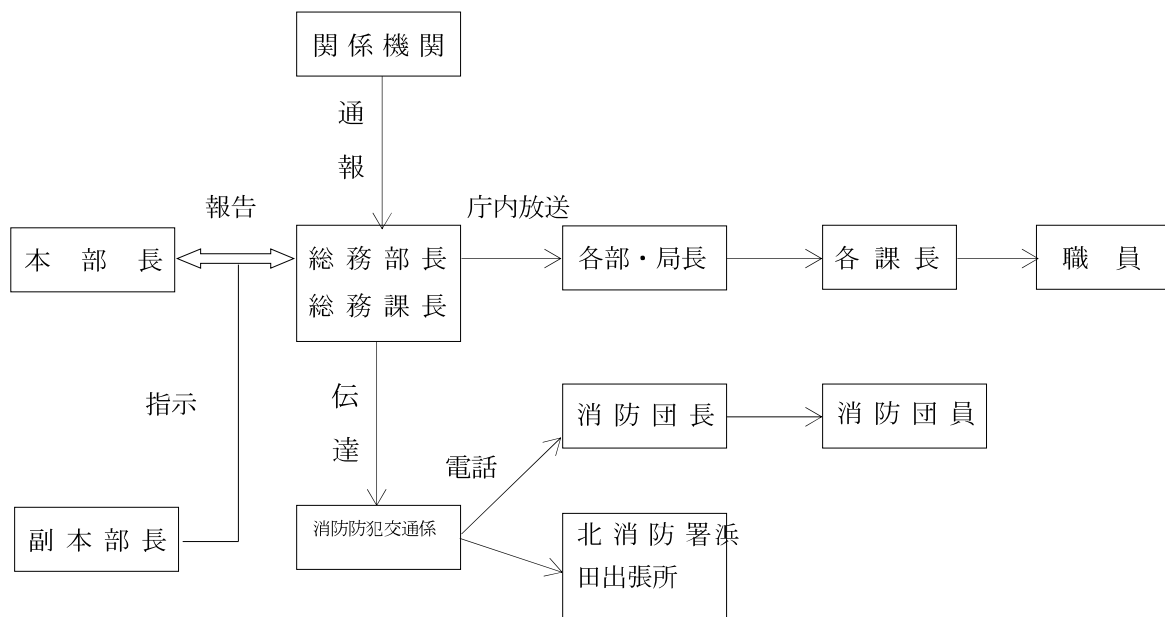
(3) 本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害の発生の恐れがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは解散する。

(4) 本部を設置または解散したときは、県、関係機関、住民等に対し、次により通知公表するものとする。

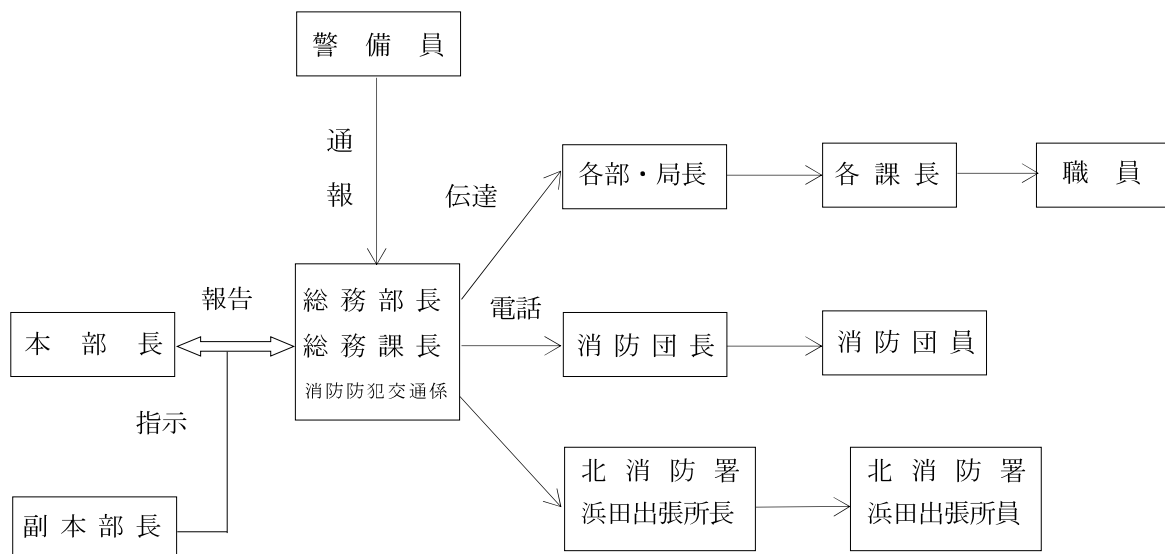
通知または公表先	担当班	通知または公表の方法
各 担 当 班	総務消防班	防災行政無線、庁内放送、電話
関 係 機 関	〃	電話、防災行政無線、防災ファクス
一 般 住 民	〃	防災行政無線、町ホームページ、防災メール配信サービス、広報車、電話

2. 伝達方法

(1) 勤務中における伝達方法は、次のとおりとする。



(2) 休日、夜間等勤務時間外における伝達方法は、次のとおりとする。



第3節 自衛隊災害派遣要請計画

1. 自衛隊の派遣要請

町は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、県を通じて派遣を要請するものとする。

自衛隊の災害派遣の要請では、主として人命救助および財産の保護のための消防、水利、救援物資の輸送通路の確保、応急救護、防疫、給水および通信支援等を想定している。

(1) 留意事項

ア 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

イ 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援および最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。

ウ 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

エ 災害地における自衛隊の活動内容および広報等に関する各種協議は、県、町および自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害派遣要請手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第16普通科連隊長に要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

(ア) 災害の状況および派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容および自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を行う。

エ 要請系統

資料編：派遣要請の系統

(3) 派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯および給水支援

ケ 救援物資の無償貸与または譲与

コ 危険物の保安および除去

サ その他知事が必要と認める事項

(4) 町長の災害派遣要請の依頼手続き

ア 町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事宛てに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

イ 町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨および災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待つ暇がないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、上記通知をしたときは、速やかに知事に対して通知するものとする。

(5) 自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

(ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、町長、時津警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること

(オ) その他、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められる場合

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

ウ 自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

2. 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議および防災訓練時等、機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生または、その恐れがある場合は、陸上自衛隊第16普通科連隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集ならびに連絡調整に当たる。

(ア) 県本部（県庁内）

(イ) 県北振興局（佐世保）

(ウ) 諫早、大村市役所等

イ 自衛隊の災害派遣について、他の災害復旧機関（業者を含む）との競合および関係市町相互の作業優先順位の対立を避けるため、県側において調整を行う。

ウ 知事および町長は、自衛隊の能力および災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

エ 海自航空隊の派遣時には、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整に当たらせるものとする。

3. 派遣を受ける町の体制および準備

(1) 連絡調整員の指定

町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため、連絡調整員を配置する。

(2) 宿营地等の手配

町は、災害派遣部隊の宿泊施設、または野営施設の準備をするものとする。

(3) 給食の手配

災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は町が担任するものとする。

4. 災害派遣の撤収要請

(1) 町長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

5. 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通および通信が途絶した状況下において、孤立地域と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上および航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当を要する負傷者が発生している）	緊急着陸または隊員の降下を願う。
黄 旗	異常事態発生	食料または飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異 常 な し	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる）
了 解 で き ず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する）

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急 降 下	物資または通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連 続 旋 回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

- (5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点に直径10mのⒺを図示し、風向の吹き流しまたはT字型（風向→└）で明確に示すものとする。

6. 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた町の負担とする。

なお、細部については、その都度、県と協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資料および機材（自衛隊装備機材を除く。）等の購入借り上げまたは修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話料および入浴料等
- (4) その他の損害補償

7. ヘリコプター離着陸地

甚大な災害が発生した場合は、資料編に掲げる適地（離着陸地）の使用について、町長等と協議の上、使用するものとする。

資料編：ヘリコプター離着陸適地
災害派遣要請依頼書
撤収要請依頼書

<参考>

8. 自衛隊の活動の内容

- (1) 一般の任務および業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命および財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送
- ④ 道路の応急啓開
- ⑤ 応急の医療防疫
- ⑥ 給水入浴支援および通信支援
- ⑦ 被災地の偵察（航空を含む）および応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- ① 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の搜索および救助
- ② 人員、救援物資等の緊急輸送
- ③ 状況偵察および被害の調査
- ④ 船舶火災および油の排出に対する救援
- ⑤ 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送

- ④ 通信支援
- ⑤ 航空機による被災地の偵察
- ⑥ 海上における航空機、遭難者等の搜索および救助
- ⑦ 航空機による急患搬送

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は、要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領はおおむね次のとおりとする。

ア 小規模な災害に対しては、各地に駐屯する最寄りの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空、の相互関係

県内陸、海自衛隊各駐屯部隊および航空自衛隊との総括的な調整の窓口は陸上自衛隊第16普通科連隊長が担当する。

9. 県内自衛隊の配置および管轄区域

資料編：県内自衛隊の配置および管轄区域

第4節 労務供給計画

この計画では、災害応急対策の実施等のため必要がある場合において、技術者、技能者および労務者等を確保し、災害対策の万全を期することを目的とする。

1. 技術者等の確保

(1) 確保方針

応急対策の実施について、町職員を動員してもなお不足する技術者、技能者は、県または公共職業安定所の協力を求め、確保する。

2. 労務者の確保

(1) 町において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が確保できない場合は、県または公共職業安定所に対して労務者の確保を要請する。

(2) 労務者の輸送は、バス、トラック等によることとし、貸切を原則とする。

3. 災害救助法による労務者の雇上げ

災害救助法が適用され、被災者の応援救助を実施するに当たり、職員等のみで対処できない場合は、必要に応じ労務者を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 労務者の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療および助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送および配分
- カ 死体の捜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）

ただし、激甚災害等特殊な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、次の場合も労務者を雇上げることができる。

- ク 死体の埋葬
- ケ 炊き出し
- コ 避難所、応急仮設住宅および住宅の応急修理等の資材の輸送

(2) 賃金

町内における通常の賃金の範囲内とする。

(3) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第5節 隣保互助民間団体活用計画

この計画は、災害時の応急対策の万全を期するため、民間団体の協力体制の整備確立を図るものである。

1. 実施責任者

民間団体への要請は、町が実施するものとし、町内のみで処理が不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町の協力を求めて、町が応急措置に当たるものとする。

2. 協力要請団体

自治会等

3. 協力活動内容

民間団体は、おおむね次のような作業に従事するものとする。なお、活動内容の選定に当たっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- (1) 炊き出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃および防疫の実施
- (3) 災害対策用物資、資材の輸送および配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

第6節 防災気象情報の伝達計画

この計画では、災害発生の恐れがある気象業務法に基づく注意報および警報等（以下「予警報等」という。）を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統および要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期することを目的とする。

1. 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、情報等の定義は、次に定めるところによる。

（1）風水害に関する気象警報等

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」および「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

資料編：大雨警報・土砂災害警報の危険度分布（キキクル）の種類と概要

イ 特別警報・危険警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが高いときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や土砂災害等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

資料編：気象等に関する特別警報の発表基準一覧表

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 長崎県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の（ア）～（オ）の5つである。

(ア) 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「長崎県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。長崎県の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

(イ) 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「長崎県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※上記（ア）、（イ）に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(ウ) 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「長崎県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

(エ) 気象防災速報（短時間大雪）

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「気象防災速報（短時間大雪）」という表題の気象情報が発表される。

(オ) 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

2編 第1章 第23節 第2項（1）「気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）」を参照

オ 長崎県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの府県気象解説情報が発表される場合がある。

(2) 火災警報（消防法第22条、第23条）

知事の通報により、火災の予防上危険であると認められるときに警報が発令される。

(3) 異常現象を発見した者の措置（基本法第54条）

ア 発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、関係機関に通報する。

イ 町長が気象庁に通報義務を持つ事項

(ア) 対象になる現象名

- ① 気象に関する事項
- ② 地震に関する事項
- ③ 水象に関する事項

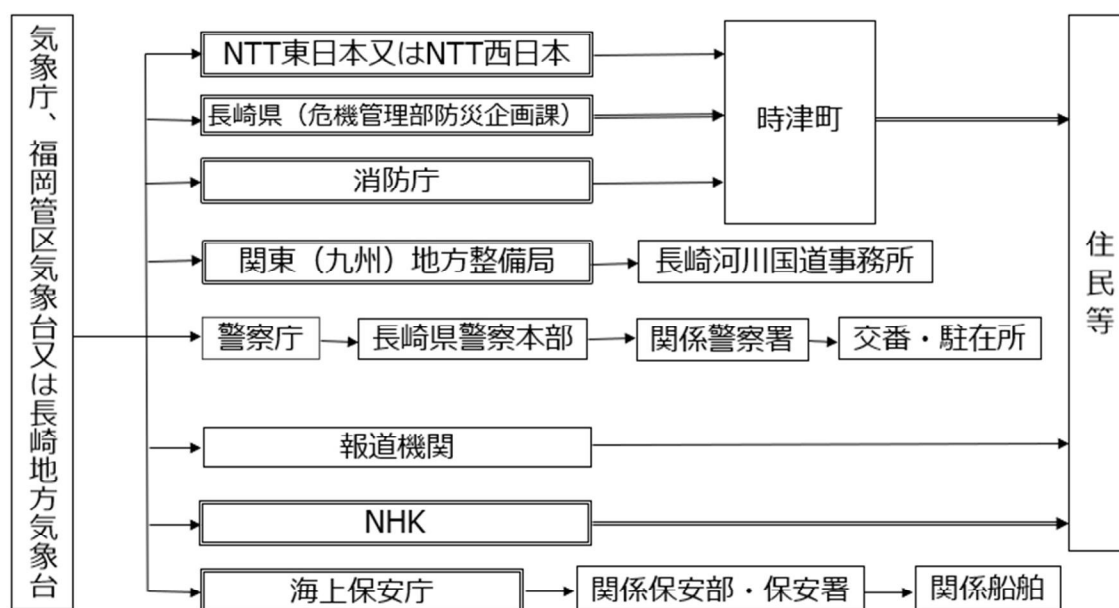
- (イ) 発生場所
- (ウ) 発見した日時分
- (エ) その他参考となる情報
- (オ) 通報手段

町から気象官署に対する通報は、電話または電信による。

ただし、「(ア) 対象となる現象名」のうち、①および②については、文書によってもよい。

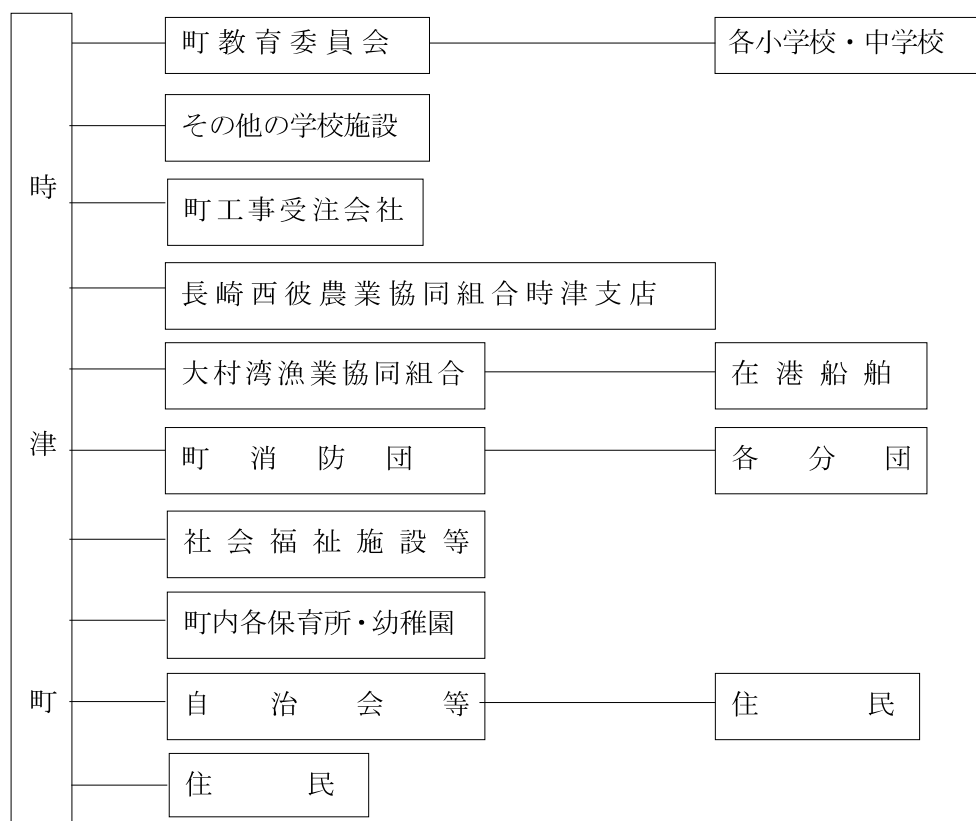
(4) 気象警報等の伝達系統図

気象警報等の伝達系統図



- 注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 注3）気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほか、気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

(5) 町における特別警報・危険警報・警報・注意報等の伝達系統図



2. 特別警報・危険警報・警報・注意報等の受領および伝達方法

- (1) 関係機関から通報される特別警報・危険警報・警報・注意報等は、総務課で受領する。

受領の担当者は次のとおりとする。

受領伝達担当者	備 考
消防防犯交通係	勤 務 時 間 内
警 備 員	勤 務 時 間 外

- (2) 警備員が特別警報・危険警報・警報・注意報等を受領したときは、直ちに総務課長および消防防犯交通係に伝達するものとする。

警備員から伝達を受けた総務課長は、町長、副町長および総務部長に報告するものとする。

- (3) (1) および (2) により特別警報・危険警報・警報・注意報等を受領した消防防犯交通係は、関係機関、住民等に対し次により伝達周知するものとする。

ア 住民に対する伝達

住民には、防災行政無線、防災メール配信サービス、ホームページ掲載、広報車等により伝達する。

イ 関係機関等に対する伝達

町から伝達を受けた各関係機関は、「町における特別警報・危険警報・警報・注意報等の伝達系統図」に基づき各小学校・中学校、在港船舶、分団長および消防団員に伝達するものとする。

第7節 通信施設利用計画

この計画では、災害が発生する恐れのある場合、または災害が発生した場合における気象予警報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等の指示伝達に係る通信施設の利用について定める。

1. 電信電話通信線の利用

(1) 災害時優先電話

災害時における重要な通信の確保のため、町が指定を受けている災害時優先電話は、次のとおりである。

設 置 場 所	電 話 番 号
総 務 課	0 9 5 - 8 8 2 - 2 2 1 1

(2) 非常電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取り扱いを受け、電報の優先利用を図ることができる。

「非常電報」を申込むに当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

2. 通信途絶時における応急措置

電話線の切断等有線施設等が途絶し、災害情報の伝達収集が困難となった場合は、次の通信施設等を利用するものとする。

(1) 長崎地区非常無線通信協議会およびアマチュア無線局に協力を要請する。

ア 非常無線通信施設の利用

無線局は、平常免許状に記載された目的または相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されないことになっている。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生しまたは発生する恐れがあり、有線通信を利用することができないかまたは利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通、通信の確保または秩序の維持のためにする通信はできる。

長崎地区非常無線通信協議会（会長は長崎県危機管理課長）は、このような場合「非常無線通信」の発動を要請して、非常通報を行うことができる。

イ 非常無線の内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報およびその他災害の状況に関するもの

(ウ) 電波法第74条実施の指令およびその他の指令

(エ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料

(オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報、連絡およびその緊急措置に関するもの

(キ) 遭難者の救護に関するもの

(ク) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(ケ) 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設設備、物資およ

び資金の調達配分、輸送等に関するもの

- (ロ) 災害救助法第24条の規定に基づき県から医療、土木、建築工または輸送関係者に対して発する
従事命令に関すること

ウ 非常通報の頼信手続

- (ア) 受取人の宛名（片仮名）、電話番号

- (イ) 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる）

- (ウ) 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く）

- (エ) 非常の表示（「非常」と漢字で書く）

- (オ) 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く）

エ 非常通報の頼信

- (ア) 町内無線局または付近の移動局（タクシー等）を利用する。

- (イ) 頼信の方法は、直接、無線局へ依頼するか電信等による依頼とする。なお、平素から無線局の所在地等を十分把握するとともに、あらかじめ協力要請を行うなど災害時に的確に活動できるよう事前対策を講じておく必要がある。

資料編：非常通報用紙

時津町防災行政無線システム図

時津町防災行政無線一覧表

第8節 災害情報収集および被害報告取扱計画

この計画では、災害対策基本法および他の法令等に基づく被害情報の収集ならびに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取り扱いについて定める。

1. 被害等の調査

- （1）被害等の調査に当たっては、災害対策本部の初動対応期（総務部、災害復旧部、被災者支援部）において、調査班等を編成して迅速に行うが、町単独での調査が困難または不可能な場合においては、県等の地方機関および防災関係機関等の応援を得て行うものとする。
- （2）被害等の調査に当たっては調査漏れ、重複等のないように留意する。
- （3）被災世帯、被災人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、正確を期するものとする。
- （4）調査分担

災害対策本部における初動対応期後の被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各部において分担し、関係機関団体等の協力を得て実施する。

なお、災害対策本部設置前の被害調査については、関係課において行う。

被害区分	担当部	協力団体等
人、住家等の被害 社会福祉施設等被害	総務部 民生部	自治会等、民生委員・児童委員協議会、各施設
農業、林業、水産業 河川、海岸、道路、公園、都市下水路 等の土木関係被害、町有地等の被害	土木・水道 部	農協、漁協、自治会等
上下水道関係被害		施設管理委託業者、自治会等
教育関係被害	教育部	学校、その他の学校施設

2. 初動対応期における調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、総務部長は、災害の規模により各部長と協議し、調査員の数を決定し、調査を実施するものとする。

3. 災害情報の収集、報告

- （1）災害対策本部の各部は、電話等により役場に災害発生の連絡が入った場合は、災害発生連絡表兼災害調査報告表（資料編）により事務処理を行う。
- （2）災害が発生する恐れがなくなった後において行う住家等の被害調査については、災害対策本部の総務部で災害等調査表（資料編）により行い、調査を完了したときは、災害等調査集計表（資料編）に集計し、遅滞なく総務課長に報告するものとする。
- （3）災害対策本部における情報収集では、被害状況を的確に把握し災害発生連絡表兼災害調査報告表（資料編）、災害概況即報（資料編）および被害状況報告（資料編）により総務課長に報告するものとする。
- （4）各部からの被害報告を受けた総務課長は、災害対策正副本部長のほか、県その他関係機関に遅滞なく、その旨報告するものとする。

資料編：災害発生連絡表
 災害調査報告表
 災害等調査表
 記載上の注意
 災害等調査集計表
 災害概況即報
 被害状況報告

4. 被害の認定基準

(1) 人的被害

ア 「死者」は、当該災害が原因で死亡し、その死体が確認された者、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）を内数で計上する。

イ 「行方不明者」は、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」は、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で完治する見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」は、現実に居住のため使用している建物（公営住宅を含む）とする。社会通念上の住家であるか、どうかは問わない。

イ 「全壊」は、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。

ウ 「大規模半壊」は、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。

エ 「中規模半壊」は、居住する住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。

オ 「半壊」は、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。（ただし、大規模半壊および中規模半壊を除く）

カ 「準半壊」は、住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊

部分がその住家の床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

キ 「準半壊に至らない（一部損壊）」は、準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ク 「床上浸水」は、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。

ケ 「床下浸水」は、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

（3）非住家被害

ア 「非住家」は、住家以外の建物とする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」は、例えば役場庁舎、公民館、町立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」は、公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けたもののみを記入する。

（4）その他の被害

ア 「田の流出、埋没」は、田の耕土が流出し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」は、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流出、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「学校」は、学校教育法第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」は、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」は、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」は、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要なものとする。

ク 「港湾」は、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」は、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

コ 「清掃施設」は、ごみ処理および尿処理施設とする。

サ 「がけ崩れ」は、自然がけおよび宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人および建物に被害を及ぼし、または道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくてもその崩落、崩壊が50㎡を超えと思われるものは、報告する。

シ 「船舶被害」は、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったものおよび流出し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

ス 「水道」は、上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。

セ 「電話」は、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ソ 「電気」は、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「ガス」は、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

チ 「ブロック塀」は、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

ツ 「り災世帯」は、災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

テ 「り災者」は、り災世帯の構成員とする。

(5) 火災発生件数

火災発生件数は、地震の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額の算定における定義

ア 「公立文教施設」は、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」は、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」は、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」は、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」は、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」は、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」は、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「その他」は、ア～ケを除く住家等の被害とする。

5. 人的被害の把握に係る事項

人的被害の把握については、以下のとおり定める。

(1) 「死者」について

ア 死者の扱いについて

以下に掲げるものについては、死者として計上する。

(イ) 死体を確認したもの（身元不明のものを含む）

(ロ) 当該災害による負傷の悪化または避難生活等の身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められる者（当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

イ 死者の計上場所について

ア(イ)のケースについては、原則、被災地（本人が実際に害を受けた場所（市町村）。以下同じ。）で計上するが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

(イ) 土砂崩れや河川の氾濫に巻かれた者などで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

a 被災地が確定または推定できる場合	被災地で計上
b 被災地で不明かつ死体発見場所が確定または推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された町で計上

d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる町で計上
---------------------------------------	---------------------------------------

(イ) ア(イ)のケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記イ(ア)に準じて判断することができる。

(2) 「行方不明者」について

ア 行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者で、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

(ア) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出された者

(イ) 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁または公署から市町長等に報告があった者（いわゆる認定死亡）

(ウ) 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされた者

(エ) 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定される者

(オ) 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理している者

(カ) 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるもののほか、住民からの情報提供等により、町において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがある者

イ 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定または推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した町で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先もしくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

(3) 負傷者（重傷者・軽傷者）について

ア 負傷者の扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）による者を計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷した者については、次のbに掲げる者を除き、負傷者に含めないこととする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、または疾病にかかった者で、精神または身体に障害がある者として弔慰金法第8条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「被害の認定基準」の重傷または軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

- イ 負傷者の計上場所について
原則、被災地で計上することとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
(3) ア a に掲げるもの（負傷したものを除く。） で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した町で計上

6. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

被害状況等の報告に当たっては、おおむね次に該当する場合に通報する。

- ア 災害救助法の適用基準に該当する場合
- イ 県または町が災害対策本部を設置した場合
- ウ 災害が2県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている場合
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要する場合
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展する恐れがある場合
- カ 地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
- キ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度の場合
- ク その他特に報告の指示があった場合

種 別		様 式	摘 要
災害概況即報		資料編	災害が発生したとき、または発生後の状況について、被害の程度およびこれに対して、とられた措置の概要を電子メールで報告する。
災害状況報告	即報 ・確定	資料編	被害を覚知したとき、直ちに判明したものから順次電子メールにより報告する。
事業別被害報告		各事業別に定められている様式	他の法令または通達に基づき、各事業別に町長が知事に対して報告する。

(2) 被害報告の要領

- ア 被害報告については、災害の規模および性質によって、短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、災害状況の把握が遅れ支障をきたす。そのため、災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともに、災害に対して行った措置を報告する。
- イ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
- ウ 被害報告に当たっては、関係機関と緊密な連絡を取り、情報の交換・調整を図り、被害状況の正確を期するものとする。
- エ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するものまたは特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行う。

資料編：災害発生連絡表 災害調査報告表 災害等調査表 記載上の注意 災害等調査集計表 災害概況即報 被害状況報告
--

第9節 災害広報計画

この計画は、災害時の混乱した事態に民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報および報道の内容を定める。

1. 実施機関

広報は、災害対策本部総務部において行う。

2. 実施内容

(1) 災害広報

防災行政無線、町ホームページ、防災メール配信サービス、広報車、広報紙等の広報媒体を通して住民に広報するものとする。

- ア 気象情報
- イ 防災関係機関の体制および活動状況
- ウ 被害の状況
- エ 住民に対する協力要請および注意事項
- オ 災害応急対策の実施状況
- カ 道路情報
- キ その他必要な事項

(2) 被災地区への広報

被災地区の住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- ア 被災の状況および地区住民のとりべき措置
- イ 避難情報の発令状況
- ウ 救護活動および災害応急対策の状況

(3) 災害報道

報道機関では、災害関連番組または記事を編成して報道される。

(4) 応援協力

報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

第10節 広域応援活動計画

1. 行政機関・民間団体の応援活動

(1) 町

ア 県に対する応援要請

町は、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

☐ 応援を必要とする理由	☐ 応援を必要とする人員（業務、業種、期間）、資機材等
☐ 応援を必要とする場所	☐ 応援を必要とする経路
☐ その他応援に関し必要な事項	

イ 他の市町長に対する応援要請

町は、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町では、県が行う市町間の調整に留意されるとともに、必要な応援を実施することとなる。

(2) 応援要員の受入体制

町は、災害応急対策を実施するに際して、他県市町村からの応援要員を導入する場合、連絡窓口の設置、支援受入のための活動拠点の整備等に努める。

2. 消防の支援

被災した町は、被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請する。この場合、要請を受けた市町では、迅速かつ円滑な措置をとることとなる。

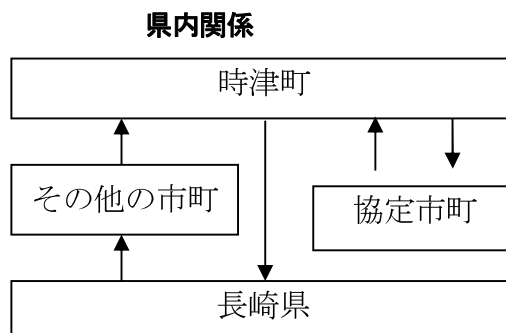
(1) 出動区分

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した町を管轄する消防機関が出動 ② 火災が発生した町との応援協定に基づき、火災等を認知または覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援町からの要請 ② 支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した町の要請に基づき、知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ① 受援町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

(2) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。



イ 町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- | | |
|--|---|
| ☐ 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
☐ 火災の状況
☐ 今後の判断
☐ その他の必要事項 | ☐ 気象状況
☐ 必要とする応援消防力および機材 |
|--|---|

なお、報告要領については、電話、ファクス等により実施する。

(3) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、町消防団の装備品および人員の1／3以内の規模とする。

(4) 応援部隊の任務

被災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

(5) 緊急消防援助隊

県では、消防組織法第44条に基づき、町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて、被災現場において効果的に活動できる体制を確保することとなる。

3. 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照のこと。

第11節 社会秩序を維持する活動計画

1. 住民に対する呼びかけ

町は、各種の混乱が発生し、または混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施する。

2. 県に対する要請

町は、社会秩序を維持するために、必要と認めるときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

3. 被災地等におけるパトロール活動

町は、警察と協力し、被災地における防犯、安全パトロール等を可能な限り実施する。

県（参考）

（1）県民への呼びかけ

知事は、流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、または生ずる恐れがあるときは、県民のとりべき措置等について呼びかけを行うこととなる。

（2）生活物資の価格、需要動向、買い占め、売惜み等の調査および対策

ア 生活物資の価格および需要動向の把握に努める。

イ 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公表を行う。また、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立入り調査を実施する。

ウ 関係機関等への協力要請

国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

エ 物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り、協力を求める。

（3）国に対する緊急措置の要請

知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱しまたは混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対して緊急措置の実施を要請することとなる。

第12節 都市災害応急対策計画

1. 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施するとともに、避難（場）所または避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2. 二次災害の防止対策

下水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3. 震災における消防活動への支援

震災時の消防活動には、水泳プール、池および井戸水、下水道の高度処理水、雨水貯留施設の貯留水、河川水および海水の利用を図るものとする。

4. ライフライン施設の応急復旧

下水道については、大規模な災害が発生した際、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握および緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置する。また、そのし尿については、必要に応じ、周辺市町等の下水道処理場で処分するものとする。

第13節 水防計画

この計画では、基本法および水防法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸もしくは港湾の洪水または高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

1. 時津町災害警戒本部・災害対策本部の設置

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報、危険警報、特別警報等により、洪水高潮等による水災が予想されるときから、その危険が解消するまで本章第1節「組織計画」および「水防計画」に基づき時津町災害警戒本部または災害対策本部を設置し、水防配備体制を整える。

なお、水防計画には、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。

- (1) 河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資機材の貸与、現地情報連絡員の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力事項
- (2) 浸水想定区域内の高齢者等利用施設における自主避難確保・浸水防止の取り組みの推進事項
- (3) 水防協力団体の指定対象拡大による建設会社等の民間企業や自治会等との連携事項

2. 消防団の配備区分

町消防団の配備区分は、本章第15節「消防活動計画」で定める配備区分に準ずるものとする。

3. 動員配備の伝達方法

動員配備の伝達方法は、本章第2節「動員計画」によって行う。

4. 雨量、水位および潮位の通報と水防信号

- (1) 関係機関から気象注意報、気象警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民等に周知するとともに、配備の万全を期するものとする。
- (2) 水防信号は、すべて長崎県水防信号規則で定めるところにより行う。

5. 重要水防区域と重要水防箇所

重要水防区域と重要水防箇所は、本編第1章第9節「災害危険区域の設定」で掲げているとおりである。

6. 浸水想定区域

- (1) 国土交通省および県は、水位周知河川について河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表することになっており、本町における浸水想定区域が指定されている河川は、時津川である。
- (2) 町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合は、地域防災計画に施設の名称および所在地を定めるものとする。

資料編：浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

- (3) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、浸水防止に関する訓練や避難の確保の訓練その他の措置に関する計画を作成し、定期的に訓練を行うよう周知・徹底する。

- (4) 浸水想定区域に指定された区域の住民および該当施設を利用する周辺住民に対して、上記の内容について必要な事項を町広報紙、洪水ハザードマップ等により周知する。

7. 水防工法

水防工法は、堤防の組成材料、護岸の状態等を考慮し、その付近で得やすい最も有効な材料で行うよう工夫する。

8. 水防倉庫および水防資機材の備蓄

(1) 町の資機材備蓄について

町は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、各地域の重要水防区域の延長などの実情に応じ、資機材を準備しておくものとする。

(2) 資機材の確保と補充

町は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を登録し、手持資材量の確保をお願いし、緊急時の補給に備える。また、機材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

9. 輸送路の確保

町は、緊急時の管轄輸送路（迂回路）の計画を定めて輸送の万全を期すとともに、各水防管理団体にその計画を周知しておくものとする。

10. 町の水防体制

(1) 町の水防配備体制

町は、水防本部の配備体制に準じて、あらかじめその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

ア 水防活動の段階

(ア) 町は、県地方本部からの水災に関する警報を防災行政無線、電話その他の手段により受ける。

(イ) 町は、通報を受けた場合または洪水等危険を察知した場合は、第1段階として計画した人員を召集し、管内の重要水防区域の監視および警戒に当たらせる。

(ウ) 水防団待機水位（通報水位）〔時津川：1.00m（丸田橋水位観測所）〕に達したとき、またはその他必要と認めるときは、第2段階として計画した人員を配置するとともに、所用の資機材を確認携行し、出動準備を整える。

(エ) 町は、次の場合第3段階として計画した人員を出動せしめ、警戒に当たらせる。（水防規則に基づく水防第1信号、第2信号を逐次発する）

① 河川または溜池の水位が氾濫注意水位〔時津川：1.40m（丸田橋水位観測所）〕に達したとき。

② 台風が長崎県内を通過するとき。

オ 水防信号規則

① 水防第3信号・・・居住者を含む全員が出動して水防活動を行う。

② 水防第4信号・・・居住者が退避する。

(カ) 警報が解除され氾濫注意水位〔時津川：1.40m（丸田橋水位観測所）〕を下まわり、水位上昇の恐れがなくなったときは、水防体制を解除し、長崎水防地方本部長に報告する。

(2) 決壊等の通報ならびに決壊後の措置

堤防その他が決壊したときは、水防管理者、または消防機関の長は、水防法第25条および第26条に基づき、直ちにその旨、所轄警察、住民、長崎水防地方本部および氾濫する方向の隣接水防管

理団体等に通報する。また、長崎水防地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告する。

なお、各水防団体は、相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

11. 避難のための立退き

町は、事前に立退き計画を作成し、予定立退先経路等に必要な措置を講じておくものとする。

12. 応援および相互協定

町長は、緊急に必要があるときは、水防法第23条に基づき、他の水防管理者・市町長・消防団長に対して応援を求める。

応援のため派遣させた者は、所用の資機材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄下において行動する。

応援を求める水防管理団体とは、協力応援等水防事務に関し、あらかじめ相互協定を締結しておくものとする。

13. 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣を必要と認めたときは、本章第3節「自衛隊災害派遣要請計画」により派遣要請を行う。

14. 水防訓練

水防訓練は、本編第1章第2節「防災訓練計画」により実施する。

15. 水防協力団体の指定促進

平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も水防協力団体の対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

16. 水位情報周知河川に関する避難計画

この計画は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域における洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため定めるものとする。

(1) 避難の基本方針

ア 浸水想定区域内の居住者は、収容避難場所の非浸水階層に避難する。

イ 収容避難場所へ避難できない者は、付近の2階建て以上の堅牢な建物（非木造）の2階以上へ避難する。（ただし、2階まで浸水する場合は、非浸水階に避難。）

(2) 避難指示基準

ア 時津川

本章第18節「避難計画」により行う。

(3) 避難指示対象区域

避難指示対象区域は、河川管理者が指定・公表している「時津川浸水想定区域図」を基本とする。

(4) 洪水予報、避難指示等の伝達

水防法第15条第1項第1に基づき伝達する避難指示等の伝達は以下に定めるとおりとし、関係住

民及び要配慮者利用施設に周知徹底させる。

ア 防災行政無線等による伝達

イ 警察、消防車等による伝達

ウ 個別訪問、電話等による伝達

(5) 避難場所

避難予定場所、収容人数等は概ね次のとおりとする。

No.	校区	施設名	収容人数(1人/2㎡)
1	鳴鼓小	鳴鼓小学校体育館	318
2	鳴鼓小	時津町総合福祉センター	238
3	時津小	時津公民館	317
4	時津小	とぎつカナリーホール	385
5	時津小	時津図書館	39
6	時津小	時津町役場	199

17. 県が水位到達情報の通知を行う河川（水位周知河川）

(1) 対象河川

河川名	水位情報周知区間	距離	水位到達情報 発表者	関係水防管理 団体
時津川	左岸：時津町元村郷字巡り1287番2～海岸まで 右岸：時津町元村郷字巡り1334番2～海岸まで	2,740m	長崎振興局長	時津町

(2) 基準となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待 機水位	氾濫注 意水位	避難判 断水位	氾濫危険水 位
時津川	丸田橋	時津町元村郷	1.00m	1.40m	1.50m	1.90m

第14節 土砂災害防止計画

この計画は、災害対策基本法第40条および土砂災害対策推進要綱（昭和63年3月15日）、中央防災会議決定ならびに建設事務次官通達（「総合的な土石流対策の推進について」建設省河砂発第45号昭和57年8月10日付）、林野庁長官通達（「山地災害危険地対策の推進について」林野治第3314号昭和57年8月28日付）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日公布法律第57号、平成13年4月1日施行）に基づき町地域防災計画の一環として、土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって町の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体および住民の活動に際しての指針を示すものである。

1. 土砂災害危険箇所

資料編：土砂災害危険渓流一覧表・地すべり危険箇所一覧表・急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

2. 土砂災害における警戒避難体制

土石流、がけ崩れなどの土砂災害による人的被害を防止するためには、これらの土砂災害によって被害を受ける恐れのある区域に居住する住民（以下「関係住民」という。）に対して、土砂災害が発生することが懸念される場合に、速やかな情報提供と適切な避難処置を講じ、安全な避難場所への誘導を図る警戒避難体制の整備が必要不可欠である。

この警戒避難体制において必要な事項は以下のとおりである。

- ① 警戒または避難を行うべき基準の設定
- ② 適切な避難処置の周知
- ③ 適切な避難場所の選定、周知
- ④ 情報の収集、伝達
- ⑤ 防災知識の普及および防災活動の実施

（1）警戒または避難を行うべき基準の設定

ア 警戒避難基準は、原則として土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域ごとに設定するものとする。

イ 警戒避難基準は、原則として雨量によって設定するものとする。また、町において、その基準値の設定に当たっては、土砂災害警戒避難基準雨量を参考として定めることができる。

（2）適切な避難計画策定と周知

町は、豪雨時等、土砂災害の恐れがあるときに、適切な避難誘導を図ることにより土砂災害の被害から住民の生命を守るよう、以下に示す土砂災害危険箇所等を対象とした避難計画を策定し、混乱なく、迅速な避難が可能となるよう、関係住民に対する周知に努める。

ア 避難計画の対象となる土砂災害危険箇所等

- （ア）土石流危険渓流
- （イ）急傾斜地崩壊危険箇所
- （ウ）地すべり危険箇所
- （エ）土砂災害警戒区域

イ 避難計画に関する事項

- （ア）土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
- （イ）世帯数、人口、棟数

- (ウ) 情報の収集および受信
- (エ) 避難情報の発令時期
- (オ) 避難情報の伝達担当者および伝達先
- (カ) 伝達手段
- (キ) 避難情報の伝達所要時間
- (ク) 避難誘導者、避難場所等

ウ 関係住民が日常から準備しておくべき事項

- (ア) 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
- (イ) 自分の住んでいる周りの裏山、がけ、溪流等の危険箇所を把握しておく。
- (ウ) 必要に応じ、雨量が計測できる器具等を工夫して自宅に設置し、降雨状況の推移が判るよう準備しておく。また、雨量観測値から防災上の危険判断ができるように学習しておく。
- (エ) 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

エ 観光者に対する配慮

町は、観光者等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館等の関係者に周知徹底を図る。

また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

オ 避難に際しての留意事項

(ア) 避難の準備

避難情報が発令され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

- ① 火気、危険物等の始末を完全に行う。
- ② 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食糧、飲料水等を携行する。
- ③ 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

(イ) 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- ① 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、あらかじめ関係住民に伝達する。
- ② 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- ③ 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
- ④ 必要な場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- ⑤ 誘導員は出発、到着の際には、人員の点検を行い、途中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難（場）所が遠い場合等には、車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- ⑦ 病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。
- ⑧ 避難支援が困難な所については、町は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

(ウ) その他の留意事項

- ① 避難は、明るいうちに行うことが望ましい。
- ② 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行うことが望ましい。
- ③ 安全な避難（場）所へ避難した後は、誘導員等の指示に従う。

(エ) 避難後の措置

- ① 誘導員等は、町長より避難情報が解除されるまで避難者を避難（場）所にとどめるよう努める。

- ② 町は、避難開始と同時に、避難対象地区への外部の者の立入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

カ 自主判断による避難

町は、停電、機器の故障のため、町と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- (イ) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- (イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) 溪流の付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

キ 避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

- (イ) 周辺より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。
 - (イ) 他の危険箇所への避難は避ける。（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等）
 - (ウ) 溪流を渡り対岸に避難することは避ける。
 - (エ) 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。
- (3) 適切な避難（場）所および避難路の選定、周知

ア 避難（場）所の選定

(イ) 避難（場）所の選定

町が選定する避難所は、以下の条件を基準とする。

- ① 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域以外の場所であること。
- ② 土石流の発生により災害を受ける恐れのない場所であること。
- ③ がけ崩れ（急傾斜地崩壊危険区域－急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律により指定）、地すべり（地すべり防止区域－地すべり等防止法により指定）等による土砂災害を受ける恐れのない場所であること。
- ④ 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所であること。
- ⑤ 土砂災害危険箇所周辺の保全対象人家等から、できる限り近距離にあること。保全対象人家の範囲は①②③が参考となる。
- ⑥ 土石流危険溪流周辺の関係住民が避難に際し、危険溪流を横断して対岸に渡ることなく到達できる場所であること。
- ⑦ 収容人員が十分にあること。
- ⑧ 鉄筋コンクリート等の堅固な構造で、二階建以上が望ましい。

(イ) 避難（場）所の周知

町は、選定した避難（場）所を資料編に記載し、関係住民に対し周知徹底を図る。

(ウ) 既存避難施設を土砂災害に対する避難（場）所として利用する場合の適否

町は、既存避難施設（小学校・中学校施設、公民館等）が土砂災害に対する避難（場）所としての利用が可能か、どうかの適否を判断する。

イ 避難路の選定および周知

(イ) 避難路の選定

避難（場）所までの避難路では、下記の事項に留意する。

- ① 次の様な危険区域および危険箇所の通過を避ける。

- a 急傾斜地崩壊危険区域および急傾斜地崩壊危険箇所
- b 土石流の発生により災害を受ける恐れのある区域
- c 地すべり危険箇所
- d 土砂災害警戒区域
- e 河川の氾濫等による浸水が想定される区域
- f 高潮等により被害を被むる恐れのある区域

(4) 情報の収集、伝達

ア 情報の収集

町は、過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、レベル2土砂災害注意報・レベル3土砂災害警報・レベル4土砂災害危険警報・レベル5土砂災害特別警報、県・町の雨量観測値、関係機関からの災害情報および住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるよう努める。

イ 情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨量、土砂災害警戒判定メッシュ情報、レベル2土砂災害注意報・レベル3土砂災害警報・レベル4土砂災害危険警報、レベル5土砂災害特別警報、台風情報など降雨に関する情報等と、土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

災害に関する情報について、関係住民や町消防団との連絡を密にするとともに、防災行政無線等を活用し、その収集に努めることとする。

ウ 情報の伝達

町は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を、関係住民等に円滑に周知できるよう情報伝達施設の整備を図るとともに、特に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報および防災パトロール等による緊急情報が迅速かつ正確に周知できるように努める。

エ 情報の伝達方法

町は、収集した情報の伝達を、防災行政無線、防災メール配信サービス、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、迅速かつ正確に行うものとする。なお、町の所有、管理する伝達機器ならびにその稼動に必要な動力源が浸水等で被害を受け、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意することとする。

(5) 防災知識の普及および防災活動の実施

町は、土砂災害危険箇所周辺の関係住民に対する防災知識の普及を、出水期前（梅雨期前、台風期前）または全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施するとともに、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努めることとする。

ア 防災知識の普及

(イ) 一般住民を対象とした防災知識の普及

町は、おおむね次の媒体等の利用により防災知識の普及を図る。

- ① 町が発行する広報紙や印刷物（チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用
- ② 町による講演会、講習会、見学会等の開催
- ③ 町による土石流危険渓流である旨の現地表示の実施
- ④ 町による広報車の巡回

(イ) 学童を対象とした防災知識の普及

町は、学童を対象として下記の活動を行う。

- ① 防災に関する総合的な知識普及
- ② 学童の避難訓練

- ③ 地域の自治会等による防災訓練
- (ウ) 意識高揚のための事業等の実施
 - ① 防災に関する演習の実施
 - ② 土砂災害防止に功労のあった人の表彰
- イ 防災業務に服務する町職員に対する周知徹底

町は、職員を対象として研修等を実施することにより、土石流危険渓流等の危険箇所および避難方法等、町地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を図る。

3. 土砂災害緊急情報

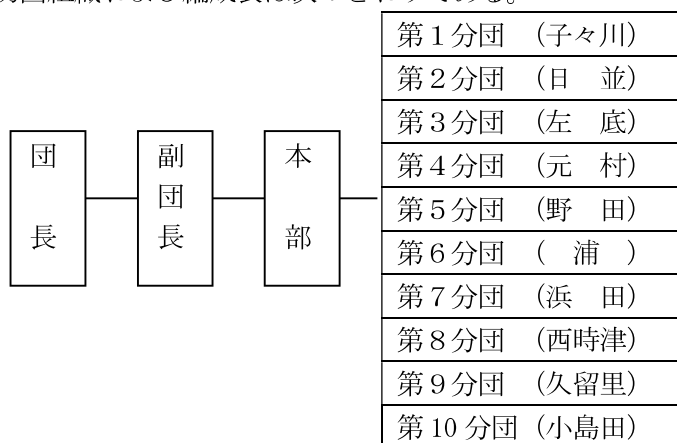
重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域および時期を明らかにするため、河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞によるたんすいといった特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、地滑りなどその他の場合については都道府県が緊急調査を行い、その調査結果に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）が関係市町へ通知される。

第15節 消防活動計画

この計画は、消防団が災害時における防災活動に万全を期するために必要な事項を定める。

1. 時津町消防団の組織および編成表

消防団組織および編成表は次のとおりである。



2. 火災対策

(1) 火災出動区分

火災時の消防団の出動区分は、次のとおりとする。

火災発生場所により次の出動区分により出動させる。

地 区	第1次出動分団	第2次出動分団	第3次出動分団
子 々 川	本部、1、2、9	3、6	5、7
日 並	本部、2、1、9	3、6	5、7
久 留 里	本部、9、3、2	6、5	1、7
左 底	本部、3、9、5、6	7、3、6	4、7
元 村	本部、4、5、6	7、10	3、9
野 田	本部、5、6、4	3、7	9、10
浦	本部、6、7、5	3、4	9、10
浜 田	本部、7、8、10	6、4	5、3
小 島 田	本部、10、7、8	6、5	4、3
西 時 津	本部、8、10、7	6、4	5、3

(2) 現場活動

ア 各地区火災において、地元分団は、応援分団に対し水利への的確な誘導を行う。

イ 出動分団は、現場到着と同時に長崎市北消防署、団長の指示を受けるものとする。

ウ 出動に当たっては、防御線を構成し、飛火警戒と延焼防止に全力を集中するものとする。

エ 本部団員は、防災行政無線等により総務課に火災状況を的確に報告するものとする。

オ 長崎市北消防署および消防団長は、第2、第3次出動が必要であると判断した場合は、本部団員または各分団長に招集の指示をして、直ちに総務課に連絡するとともに、出動を命ずるものとする。

3. 風水害に対する防災対策

(1) 出動要請基準

災害警戒本部、対策本部設置時の出動要請基準は、次のとおりである。

災害警戒本部	必要に応じて要請する	
災害対策本部	第 1 配 備	各分団から10人
	第 2 配 備	全 団 員

(2) 気象状況の把握

大雨が降る恐れがあるときは、団員はテレビ、ラジオ等により気象情報の把握に努める。

(3) 情報の収集および伝達

ア 気象注意報もしくは気象警報、危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集、伝達および報告は、本章第6節「防災気象情報の伝達計画」の「情報連絡系統図」、「町における特別警報・危険警報・警報・注意報の伝達系統図」により迅速かつ確実に実施する。

イ 情報収集および伝達要領

(ア) 団員は、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、避難情報の伝達広報を実施する。

(イ) 情報の報告、連絡等は、電話、防災行政無線等を有効に活用する。

(ウ) 住民に対する情報の伝達または広報は、関係機関と協力し、消防車による広報で周知徹底を図る。

(4) 団員の非常招集

ア 災害警戒・対策本部長は、警戒体制をとる必要があると認められるときは、その配備種別を指定し、所要人員の非常招集を命ずる。

イ 団員の非常招集は、各分団長に電話か、必要に応じて防災行政無線等により招集する。

ウ 特に緊急を要する場合は、団長または副団長（団長等に連絡する暇がないときは分団長）が直接所要の団員を招集することができるものとし、この場合、速やかに対策本部に報告しなければならない。

エ 各分団は、あらかじめ分団内の非常招集計画を定めておくものとする。

オ 団員の応召場所は、各分団の消防格納庫とする。

(5) 団員の警戒

ア 招集を受けた団員は、団長または分団長の指示により、管轄区域内を巡回して危険箇所の発見と防除に努め、さらに住民に対して防災態勢の指導と予定避難場所の周知に努めるものとする。

イ 特に山崩れ、がけ崩れが発生する恐れが多い地区や大雨により氾濫する恐れのある河川沿岸を管轄する分団は、警戒を厳重に行うものとする。

(6) 事前措置

団員は、災害が発生した場合において、その災害を拡大させる恐れがあると認められる設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとる必要があると認められるときは、直ちに災害警戒本部または災害対策本部に報告しなければならない。

(7) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、または発生しようとしている現場において、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、直ちに警戒区域を設定し、防災業務に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域から退去を命じ、住民等の保護に当たるものとする。

イ 警戒区域を設定したときは、必要な箇所にロープ等をはるとともに、標示等によって明示し、かつ警戒員を配置する。

ウ 警戒区域を設定したときは、直ちに災害警戒本部または災害対策本部に報告する。

(8) 現場活動

ア 災害が発生する恐れがある場合等の事前措置および災害が発生した場合の応急作業は、主として地元分団で行い、さらに応援を必要とするときは、隣接分団の出動を求める。

イ 応援出動の要請は、原則として災害警戒本部または災害対策本部を経て行うものとする。ただし、その連絡が困難またはその暇がないときは、現場にいる団長もしくは副団長（分団長）または長崎市北消防署の指揮者が直接要請することができる。この場合も、速やかに災害警戒本部または災害対策本部に報告しなければならない。

4. 地震または津波に関する防災対策

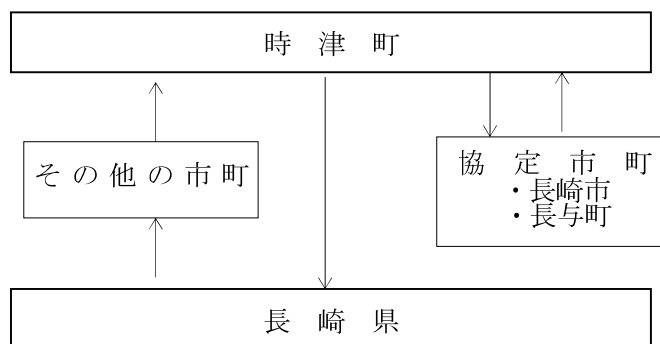
「震災・津波災害時における消防団活動・安全管理マニュアル（時津町消防団）」により、活動するものとする。

5. 応援部隊の要請

(1) 非常災害の発生により、町の消防力をもっても対応が困難な場合は、県または町と相互応援協定を締結した市町に対し応援を要請する。

(2) 応援要請手続き要領

ア 次の系統図により行う。



イ 応援を要請する場合は、次の事項を具備した内容により電話、防災行政無線用ファクス等により要請する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の状況
- (ウ) 気象状況
- (エ) 今後の判断
- (オ) 必要とする応援消防力および機材
- (カ) その他必要事項

6. 応援消防力の誘導

応援消防力が発揮され有効適切な消防活動ができるよう次の点に留意して誘導する。

- (1) 応援消防力の集結場所の明示
- (2) 所要の誘導員の派遣
- (3) 最高指揮者の意図の徹底
- (4) 水利への誘導
- (5) 消防活動部署の指定

第16節 危険物災害応急対策計画

この計画では、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定める。

1. 高圧ガス対策

関係機関は、高圧ガスによる災害が発生し、または発生する恐れがあるときには、次の応急措置を講ずるものとする。

（1）製造業者等の措置

- ア 製造施設または消費施設が危険な状態になったときは、製造設備内や消費設備内のガスを安全な場所へ移動し、または大気中に放出する等の応急措置を行うとともに、作業に必要な最少限の要員を残し他の作業員を退避させる等安全措置を講ずること。
- イ 販売施設、貯蔵所または充てん容器等が危険な状態になったときは、容器を安全な場所へ移動させる等応急措置を早急に講ずること。
- ウ 万一応急措置を講ずる暇がないときは、機を失することなく従業員または附近の住民に退避するよう警告するとともに、関係機関へ通報し協力を要請すること。
- エ 充てん容器が損傷し、または火災の炎が迫ってくるときには、充てんされている高圧ガスを廃棄処分し、または容器を水中もしくは地中に埋める等応急措置を講ずること。

2. 放射性物質対策

地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射性物質と関連した事故が発生し、または発生する恐れがある場合、関係機関は次の応急措置を講ずるものとする。

（1）事業者等の措置

- ア 警察官、海上保安官への通報・連絡
- イ 施設内部にいる者、運搬従事者、これらの附近にいる者等への避難警告
- ウ 放射線障害を受けた者または受けた恐れのある者の救出と避難
- エ 汚染の拡大防止および除染
- オ 放射性同位元素の移動と看視
- カ 消火および放射性同位元素への延焼防止
- キ 立入制限区域の設定および立入規制
- ク その他放射線障害防止のために必要な措置

（2）消防機関の措置

- ア 県消防保安室への報告
- イ 事故実態の把握
- ウ 火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定
- エ 救急・救助活動
- オ その他必要な措置

（3）海上保安部の措置

- ア 事故実態の把握と上級庁への報告
- イ 現場海域への立入制限
- ウ 人命救助
- エ その他必要な措置

（4）事業者等の報告事項

- ア 事故発生の日時、場所、原因
- イ 発生し、または発生する恐れのある障害の状況
- ウ 講じ、または講じようとしている応急措置の内容

(5) 事故時の連絡体制

資料編のとおり

資料編：事故時の連絡体制

(6) 関係省庁の役割分担

資料編のとおり

資料編：関係省庁の役割分担

3. 危険物等積載船舶等の応急対策

石油類等の危険物、その他特殊貨物積載船舶等の特殊火災に際しては、海上保安部において、化学消火および流出油の拡散防止等の措置をとり、消防その他の関係機関と協力し、災害拡大、延焼防止に努めるほか、必要に応じ危険物積載船舶の移動を命じ、船舶交通の制限または禁止を行い、危険物荷役の制限または禁止等の措置が執られる。